



平成 26 年 7 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社レッド・プラネット・ジャパン
代表者名 代表取締役社長 小野間 史敏
(JASDAQ コード：3350)
問合せ先 経営企画室 室長 丹藤 昌彦
電 話 (050-5835-0966)

第三者割当による新株式及び第 4 回新株予約権の発行に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 7 月 14 日開催の取締役会において、下記のとおり第三者割当により発行される株式（以下「本新株式」といいます。）及び第三者割当により発行される第 4 回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行（以下「本第三者割当」といいます。）について決議致しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 募集の概要

①新株式発行の概要

(1) 払込期日	平成 26 年 7 月 30 日
(2) 発行新株式数	当社普通株式 14,286,000 株
(3) 発行価額	1 株につき 35 円
(4) 資金調達額	500,010,000 円（差引手取概算額：496,860,000 円）
(5) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、Red Planet Holdings Pte Ltd（以下「RPH 社」といいます。）に全ての株式を割り当てます。
(6) その他	上記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力が発生することを条件とします。

②本新株予約権の概要

(1) 払込期日	平成 26 年 7 月 30 日
(2) 新株予約権の総数	①RPH 社 142,860 個 ②O a k キャピタル株式会社 500,000 個
(3) 発行価額	総額 26,357,260 円（新株予約権 1 個当たり 41 円）
(4) 当該発行による 潜在株式数	64,286,000 株（新株予約権 1 個当たり 100 株）
(5) 資金調達額	2,276,367,260 円（差引手取概算額：2,263,517,260 円）

	(内訳) 新株予約権発行分：26,357,260 円 新株予約権行使分：2,250,010,000 円
(6) 行使価額	1 株当たり 35 円 (新株予約権 1 個当たり 35 円)
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、RPH 社及びOakキャピタル株式会社 (以下「Oakキャピタル」といいます。) に全ての本新株予約権を割り当てます。
(8) その他	①期限前取得条項 (下記注)②参照 ②Oakキャピタルとの契約においてファースト・リフューザル条項 (下記注)④参照 ③上記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力が発生することを条件とします。

(注) 本新株予約権の主な特徴

① 行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、昨今、その商品設計等について市場の公平性や既存株主への配慮といった観点からの懸念が示されている価格修正条項付きのいわゆる MSCB や MS ワラントとは異なり、発行当初から行使価額は 35 円で固定されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはなく、また、本新株予約権の対象株式数についても発行当初から 100 株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。

ただし、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び対象株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

② 期限前取得条項

本新株予約権には、下記の条件及び手続により、当社が本新株予約権 1 個当たりにつき本新株予約権 1 個当たりの発行価額で、本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の取得条項が付されております。

かかる取得条項により、当社は、本新株予約権の行使促進を図ることが可能となります。

* 期限前取得条項を発動するための条件及び手続

本新株予約権の割当日以降、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が 20 取引日連続して、当該各取引日における行使価額の 180% を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日 (以下、「取得日」という。) の 2 週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権 1 個につき 41 円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。

③ 譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとされております。

④ O a k キャピタルとの総数引受契約におけるファーストリフューザル条項

当社は、本新株予約権の申込期日である平成 26 年 7 月 30 日までに O a k キャピタルとの間で総数引受契約を締結することを予定しております。当該総数引受契約においては、当社が株式又は新株予約権（但し、当社又は子会社の役員及び従業員に対するインセンティブを付与する目的のもの等を除く。）による資金調達を行う場合には、O a k キャピタルにおいて、所定の手続に従い、その引受の優先権を有すると定められる予定です。なお、O a k キャピタルが保有する本新株予約権の残高がなくなり次第、かかる優先権は消滅するものとされる予定です。

2. 募集の目的及び理由

(1) 資金調達の主な目的、背景

当社グループは、インディーズ音楽分野における CD のディストリビューション事業を主たる事業とし、当該事業において具体的には、音楽配信、実売データの提供・販売、CD の企画・制作及び販売、並びにそのアーティストに関するイベント企画、セミナー等の企画運営等のソリューション事業を行っております。

しかしながら、ここ数年の音楽市場においては、特定のアーティスト以外の音楽 CD の売れ行きは決して楽観できるものでなく、ディストリビューション事業においてビジネスモデルの変革・深化が必要となっており、当社グループは、その第一歩として、新たな事業への取組みとして平成 25 年 4 月にホテル事業を開始することと致しました。

そして、当社グループは、平成 25 年 4 月 12 日に公表したノンコミットメント型ライセンス・オフアリング（以下「第 1 回ライセンス・オフアリング」といいます。）により調達した資金により同年 8 月 12 日に「チェーン那覇沖縄」として沖縄のホテルを開業しました。また、当社は、平成 25 年 10 月 9 日、新中期経営計画において従来から行っていたディストリビューション事業の新たな戦略（CD 流通の合理化・効率化、デジタル配信についての新たなビジネスモデルの開発、これらと有機的に関連し収益につながるビジネスモデルの開発、現在当社の親会社となった RPH 社のネットワークやパートナーを活用した海外マーケットへの進出）とホテル事業の強化（政令指定都市を中心に 3 年間で 8 棟から 10 棟を所有・運営することを目標とすること）を公表するとともに、これに係る資金を調達すべく、平成 25 年 10 月 9 日付で、2 回目のノンコミットメント型ライセンス・オフアリング（以下「第 2 回ライセンス・オフアリング」といいます。）を公表しました。これら 2 回のライセンス・オフアリングの実施により、総額約 2,692 百万円の資金調達をし、ホテル事業等の強化を図っております。

このような状況下、平成 26 年 9 月期第 2 四半期（平成 25 年 10 月から平成 26 年 3 月まで）において、第 1 回ライセンス・オフアリングにより調達した資金により平成 25 年 8 月に第 1 棟目となる「チェーン那覇沖縄」を開業し、お客様の評価も非常に高く、概ね順調に推移した結果、ホテル事業の売上高は 87 百万円となりましたが、利益面においては、販売費及び一般管理費をカバーするに至らず、セグメント損失は 121 百万

円となっております。第1棟目の「チューン那覇沖縄」以外に、開発中の物件が1件（東京都台東区浅草。平成27年8月上旬にホテル開業予定。）、平成26年4月30日に不動産売買契約書を締結した土地が1件（愛知県名古屋市中区。現況は駐車場。平成28年5月にホテル開業予定）、平成26年7月14日に不動産売買契約を締結した土地が1件（東京都品川区五反田。現況は既存ホテル。また、既存ホテルは、現在営業中であり、平成26年9月1日の取得後も継続して営業する予定です。詳細は本日別途開示しております「固定資産の取得に関するお知らせ」をご参照下さい。）で、これらが全て開業すると当社グループの運営するホテルは4件となります。更に東京都区内にホテル用地取得に向けた取組みを強化しております。

また、第2回ライツ・オフリングの実施後、ホテル内での飲食の提供により付加価値をお客様に感じて頂くことにより、ホテルの評価に差が生じることが判明したことから、平成26年5月30日、当社は、株式会社キューズダイニング（以下「キューズダイニング」といいます。）の飲食事業に対する方向性、実績等を確認し、当社グループが事業強化するホテル事業との連携を図ることにより、両者の事業シナジーが期待できるものと考え、キューズダイニングの株式の一部及びその子会社である株式会社キューズマネジメント（以下「キューズマネジメント」といいます。）の株式の全部を取得することを決議いたしました。これらの株式の取得については、第2回ライツ・オフリングにて調達した資金使途の一部を変更し、充当しております。当社グループが強化しているホテル事業に関しては、ホテル運営による安定的な収益基盤を確立するため、ホテル内の飲食の提供等の付加価値が必要であり、今後のホテル内の飲食業については、飲食事業等実績・経験を有するキューズダイニング及びキューズマネジメントにおいて運営することを予定しており、これが、当社グループが現在展開しているホテル事業の収益に貢献するものと考えております。

この結果、第2回ライツ・オフリングにより調達した資金使途の現在の状況は以下のとおりです。

	使途の内容	金額（円）	支払済及び残金
①	東京都台東区浅草に開業する予定のホテルに係る建物及びその敷地の取得費用の一部並びに当該ホテルに関する一般管理費等	1,150,000,000円	—

<p>資金使途の変更</p> <p>イ) 上記①の使途の内容に変更なし</p> <p>ロ) 株式会社キューズダイニング</p>	<p>イ) 850,000,000円</p> <p>ロ) 299,625,490円</p>	<p>東京都台東区浅草 平成26年5月手付金支払い <u>254,222,410円</u> 残金 <u>595,777,590円</u></p> <p>平成26年5月株式取得支払い <u>299,625,490円</u> 残金 <u>0円</u></p>
<p>② 東京（上記①の東京都台東区浅草の物件以外の物件。）、横浜、名古屋、大阪、福岡、札幌等の政令指定都市等のホテルに係る建物及びその敷地の取得費用の一部並びにこれらホテルに関する一般管理費等</p>	<p>393,955,440円</p>	<p>愛知県名古屋市中区 平成26年4月30日土地代金 手付金支払い <u>10,000,000円</u> 残金 <u>383,955,440円</u></p>
<p>③ ホテル運営等を行っている当社連結子会社である株式会社レッド・プラネット・ホテルズ・ジャパンに対する出資又は貸付による資金供与（上記①及び②に伴い、各ホテルの開業により従業員の雇用等に係る人件費や一般管理費の増加が見込まれることから、これらに充当すべく行う資金供与であります。）</p>	<p>200,000,000円</p>	<p>平成25年12月～平成26年9月 <u>200,000,000円</u> 残金 <u>0円</u></p>
<p>④ 上記①から③に伴い、当社としてもホテルに係る建物及び敷地の取得に際してデューディリジェンス等の費用を当社が手元資金により支出することが見込まれるところ、かかる支出により不足することが見込まれる当社運転資金</p>	<p>64,330,000円</p>	<p>平成26年2月 <u>64,330,000円</u> 残金 <u>0円</u></p>
<p>⑤ 当社連結子会社であるチェーン那覇匿名組合への追加出資</p>	<p>167,000,000円</p>	<p>平成26年1月 <u>167,000,000円</u> 残金 <u>0円</u></p>

上記のとおり、第2回ライツ・オファリングにおいて調達した資金の残額は、合計で979,733,030円となっており、予定どおり、東京都台東区浅草及び愛知県名古屋中区のホテル用地の取得費及び建築費等に充当することとなっております。

他方、当社が現在開発中の東京都台東区浅草のホテルに係る投資総額約 2,431,000,000 円のうち約 2,176,000,000 円の決済は未了であり、第 2 回ライツ・オフリングにおいて調達した資金により充当される予定の 595,777,590 円ではなお 1,580,222,410 円の不足があります。また、既に不動産売買契約を締結している愛知県名古屋市中区のホテル用地の取得費の一部及び建築費等（約 2,882,000,000 円）、東京都品川区五反田の物件の取得及び開発に係る総費用（約 1,371,000,000 円）、並びに現在検討している東京都区内及び大阪のホテルに係る物件の取得につきましても、これらの支払いの一部を金融機関からの借入金とした場合においても資金が不足します。さらに、ホテル開業に係る一般管理費等の増加も見込まれます。

以上のようなホテル事業の拡充に伴うホテル用地取得費用及びホテル等に係る一般管理費用に充当する目的で、当社は、本第三者割当を実施して資金調達をすることと致しました。

当社のホテル事業に関する新中期経営計画及びこれに基づく具体的なホテルの開発・取得計画においては、観光庁宿泊旅行統計調査（平成 25 年 1 月から 12 月のデータ）により、本第三者割当により調達する資金を充当する予定の東京都台東区浅草及び愛知県名古屋市中区の各ホテルの稼働率は約 70%以上となり、さらに、東京都品川区五反田及び現在検討している東京都区内の各ホテルの稼働率は、80%以上となることを見込んでおります。ホテル事業においては、ホテル物件の取得・開発・開業準備等の初期費用は多額となり、ホテル開業後に一定期間が経過した後に収益に貢献することとなりますが、当社といたしましては、本第三者割当により調達する資金を上記ホテル案件に充当し、複数のホテルを早期に開業させることにより、当社が積極的に取り組んでいるホテル事業の収益の安定化を図ることができ、当社グループの企業価値の向上につながり、ひいては既存株主の株式価値の向上につながるものと考えております。

また、既存事業の低迷や新規事業の先行投資もあり、平成 25 年 9 月期は 203 百万円の経常損失、平成 26 年 9 月期第 2 四半期末は経常損失 222 百万円を計上し、継続企業の前提に関する注記を開示するまでには至りませんが、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

この点、当社グループは、下記施策を実行するとともに、本第三者割当により資本を増加させることによって、経営の安定と将来の成長を実現してまいります。

- ① ディストリビューション事業は、当社グループが、現在、サポートする一部アーティストが好調に推移していることもあり、今後もニッチ市場の開拓等を積極的に展開し、より一層の拡販に取り組んでまいります。また、更なる徹底したコスト削減に取り組み、支出を抑制しながら効率的な事業活動を行い、収益改善をはかり業績向上に注力してまいります。
- ② ホテル事業は、現在稼働中のホテルは 1 棟であります。今後更なる取得・開業等に向けた取り組みを強化するとともに、コスト等の削減及び支出を抑制し、収益

改善を図ってまいります。

- ③ 当社グループは「新中期経営計画 QOL2015」を策定後、事業領域の拡大を図っており、平成 24 年 4 月に「新たな事業の開始」に伴うホテル事業を開始するとともに、平成 25 年 4 月 12 日及び同年 10 月 9 日に公表して行った 2 回のライツ・オフアリングにより、約 2,692 百万円を調達しており、調達した資金により、ホテル事業の強化及び収益改善並びに財務体質改善に取り組んでまいります。

(2) 本新株式及び本新株予約権の第三者割当を選択した理由について

本第三者割当は、既存株主に対して、相応の希薄化の影響を与えるため、当社は、本第三者割当の決定に際し、本第三者割当と他の資金調達方法との比較を行いました。その結果、以下に掲げる理由により、本第三者割当は、当社株式の取引状況に配慮しつつ、当社が積極的に取り組んでいるホテル事業に係る資金調達を行い当社の財務基盤を安定させることとなる方法であること、そのことは当社の企業価値の向上に資するとともに、将来的に既存株主の利益につながることから、現時点の当社における資金調達方法として最も合理的と考えられるものとして選択いたしました。

- ① 立ち上げたばかりのホテル事業に係る資金の調達について、金融機関や株主からの借入れのみに依存することは財務状況の悪化を招く可能性があり、当社グループは、継続企業の前題に関する注記を開示するまでには至らないが、継続企業の前題に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していることから、借入れのみで資金調達することは現実的ではない。
- ② 公募増資及びコミットメント型のライツ・オフアリングは、当社の株価変動率や株式流動性等に鑑みれば、当社普通株式又は普通株式を対象とする新株予約権を引き受ける証券会社が存在するとは考え難く、現時点においては資金調達手法としてとり得ない。
- ③ ノンコミットメント型のライツ・オフアリングは、新株予約権の割当て時点においては希薄化の影響を既存株主に対して与えることなく、また、上場された新株予約権を市場で売却する機会が存在し、新株予約権を行使しない既存株主に希薄化に伴う影響を回避する選択肢を提供することが可能である。しかし、当社が過去 2 回のライツ・オフアリングを行った時と比べて、当社の現在の株価は低い水準にあり、かかる水準を踏まえてライツ・オフアリングによる新株予約権の行使比率を高めるために行使価額を株価よりも更に低い価格に設定する場合には、ノンコミットメント型のライツ・オフアリングによって必要な資金の全額を調達することは容易ではなく、またこのような行使価額の設定は株価をさらに下落させる要因となることから、現時点で資金調達手法としてとることは難しい。
- ④ 直近の資金需要としては、平成 26 年 7 月 31 日に愛知県名古屋市中区の物件の未払取得費用 795,000,000 円であり、その他ホテルに係る物件の費用の支出は、概ね平成 26 年 7 月から平成 28 年 7 月までの間に支出する見込みであるものの、物件の取得時期が確定していない。このような資金需要が見込まれる中において、本

第三者割当は、第三者割当による本新株式及び本新株予約権の発行を組み合わせたものであり、本新株式の発行により一定の額を速やかにかつ確実に調達することにより、直近の資金需要に対処するとともに、本新株予約権の発行により、割当予定先が当社に対して段階的に投資を行うことができるよう配慮したものである。また、当社及び当社既存株主にとっても、本新株予約権は一度に大量の新株式を発行しないため、希薄化が段階的に進む。さらに、本新株式及び本新株予約権の一部の割当予定先である RPH 社は、当社グループの成長戦略及び資金需要の必要性、時期並びに経営方針、将来的な目標を理解している親会社であり、今後安定株主として当社株式を長期的に保有する意向を有している。本新株予約権の一部の割当予定先である Oak キャピタルも、当社のホテル事業を理解した上で、当社に投資するフィナンシャル・インベスターであり、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がなく、当社の経営の独立性を維持したまま資金調達が可能である。

以上から、当社といたしましては、本第三者割当が、当社グループの目的を達成しつつ、かつ、株主の皆様への利益保護に十分配慮した現時点における最善の資金調達方法であると考えております。

なお、本新株予約権が行使されないことにより本新株予約権による資金調達が当初計画通りできない場合、当社は、ホテルの取得時期を調整するとともに銀行等からの借入れ等、新たな資金調達方法を検討する予定であります。

当社は、前述のとおり、既に平成 25 年 4 月 12 日及び同年 10 月 9 日に公表した 2 回のライツ・オフリングを実施しております。第 1 回ライツ・オフリングの結果、行使された新株予約権 27,268,951 個（発行数の 98.3%）と同数の株式が発行され、調達した資金（約 680 百万円）の多くを、当社グループのホテル事業の第 1 棟目である沖縄のホテルの取得等の費用に充当しました。そして、平成 26 年 9 月期第 2 四半期（平成 25 年 10 月から平成 26 年 3 月まで）において、ホテル事業の売上高は 87 百万円となりましたが、利益面においては、販売費及び一般管理費をカバーするに至らず、セグメント損失は 121 百万円となっております。また、第 2 回ライツ・オフリングの結果、行使された新株予約権 50,273,886 個（発行数の 91.39%）と同数の株式が発行され、調達した資金（約 1,975 百万円）について、現時点までに、東京都台東区浅草のホテル物件の取得費用の一部、愛知県名古屋市中区のホテル用地の取得費用の一部、ホテル事業での飲食事業を営むことを見込み取得した飲食事業を行う会社の株式取得費用、及び沖縄のホテルに係る追加の持分の取得に充当し、残額も東京都台東区浅草のホテル物件の取得費用の一部、愛知県名古屋市中区のホテル用地の取得費用の一部に充当する予定です。第 1 回ライツ・オフリングの公表時点である平成 25 年 4 月 12 日における当社発行済株式総数は 27,789,400 株であり、第 2 回のライツ・オフリング実施後の平成 25 年 12 月 26 日における当社発行済株式総数は 105,332,237 株となりました。ホテル物件の取得・開発・開業準備等の初期費用は多額となり、ホテル開業

後に一定期間が経過した後に収益に貢献することとなるため、第2回ライツ・オフアリングによる投資が収益に貢献するまでは一定程度の時間を要することとなります。

このように当社グループが営業損失にある状況で、かつ、当社発行済株式総数は、2回のライツ・オフアリングにより、27,789,400株から105,332,237株と約3.79倍となる中で当社の株価は低迷しております（具体的には、第1回ライツ・オフアリング公表日の平成25年4月12日の終値は406円、第2回ライツ・オフアリングの結果公表日の翌日である平成25年12月27日の終値は42円、本第三者割当の取締役会決議日の直前取引日の終値は38円となっております。）。しかしながら、過去2回のライツ・オフアリングにおいて、その行使率がいずれも90%以上であり、当社としては、当社グループのホテル事業に対する株主の皆様の高い期待が判断されることから、本第三者割当による資金調達率は希薄化率が74.63%と、短期的には、更に発行済株式総数が増加することによる希薄化や株価への悪影響が懸念されるものの、今後とも、ホテル事業に適時に継続して投資を行い、本第三者割当により調達する資金を上記ホテル案件に充当し、複数のホテルを早期に開業させることにより、当社が積極的に取り組んでいるホテル事業の収益の安定化を図ることが、長期的には、当社グループの企業価値の向上につながり、ひいては株価や一株当たりの利益等で示される既存株主の株式価値の向上につながるものと考えております。

3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	2,776,377,260円 (内訳) 本新株式の発行による調達額 500,010,000円 本新株予約権の発行による調達額 26,357,260円 本新株予約権の行使による調達額 2,250,010,000円
② 発行諸費用の概算額	16,000,000円(注)1.及び2.
③ 差引手取概算額	2,760,377,260円

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用は、登記費用、弁護士費用、新株予約権価値算定費用その他費用からなり、合計16,000,000円を予定しております。

3. RPH社及びOakキャピタルからは、本新株予約権を当社のホテルに係る建物及びその敷地並びにホテルに係る一般管理費の支出状況に応じて本新株予約権を行使する方針である旨を表明して頂いておりますが、本新株予約権を行使するか否かはRPH社及びOakキャピタルの判断によりますので、本新株予約権の行使による調達額は本新株予約権が行使されなければ調達されません。

(2) 調達する資金の具体的な用途

本第三者割当による調達資金につきましては、下記ホテル事業におけるホテル用地取得費用及びホテル等に係る一般管理費用等に充当する予定であります。

①新株式

調達する資金の具体的な用途	金額	支出予定時期
愛知県名古屋市中区のホテル用地取得費用	496,860,000 円	平成 26 年 7 月末

(注) 取得費用の総額は 805,000,000 円であり、これから自己資金により支出した手付金 10,000,000 円を控除した未払取得費用 795,000,000 円を 7 月 31 日に支払うこととなっております。かかる未払取得費用のうち、本新株式の発行による手取金の全額を充当し、未払取得費用の残額 298,140,000 円の全額は、第 2 回ライツ・オフアリングにより調達した手取金の残額 979,733,030 円から充当する予定です。

②新株予約権

調達する資金の具体的な用途	金額	支出予定時期
東京都台東区浅草のホテル物件の取得に関する費用、及びこれに係る一般管理費等 (注) 1. 及び 4.	400,222,410 円	平成 27 年 7 月～平成 27 年 8 月
東京都品川区五反田のホテルの取得に関する費用、及びこれに係る一般管理費等 (注) 2. 及び 4.	800,000,000 円	平成 26 年 8 月～平成 26 年 10 月
愛知県名古屋市中区のホテル開発に関する費用、及びこれに係る一般管理費等 (注) 3. 及び 4.	500,000,000 円	平成 26 年 7 月～平成 28 年 7 月
東京都区内 (上記 2 つの物件を除く)、大阪のホテルに係る建物及びその敷地の取得費用の一部並びにこれらホテルに関する一般管理費等 (注) 4.	563,294,850 円	平成 26 年 7 月～平成 27 年 9 月
合計	2,263,517,260 円	—

(注) 1. 東京都台東区浅草のホテルに係る投資予定額 (総額) は 2,431,000,000 円を予定しております。そのうち、第 2 回ライツ・オフアリングにより調達した資金により 255,000,000 円を支払済みであり、残額 2,176,000,000 円については、第 2 回ライツ・オフアリングにより調達した資金から 595,777,590 円、金融機関からの借入金により 1,180,222,410 円、本新株予約権の発行及び行使による調達資金のうち 400,222,410 円を充当する予定です。

2. 東京都品川区五反田のホテルに係る投資予定額（総額）は、1,371,000,000 円を予定しております。そのうち、自己資金により 30,000,000 円を支払済みであり、残額 1,341,000,000 円については、金融機関からの借入金により 541,000,000 円、本新株予約権の発行及び行使による調達資金のうち 800,000,000 円を充当する予定です。
3. 愛知県名古屋市中区のホテルについては取得及び開発費用を含めた投資予定総額は 2,882,000,000 円となりますが、ホテル用地の取得費用 805,000,000 円を控除した 2,077,000,000 円については、本新株予約権の発行及び行使による調達資金 500,000,000 円を充当し、残額は金融機関からの借入金により充当する予定です。
4. 上記各物件に関する取得や開発に関する費用と一般管理費等の残額を、自己資金、本新株予約権の発行及び行使による調達、金融機関からの借入金から支出することとしており、本新株予約権の発行及び行使による調達のうち、取得・開発費用と一般管理費等の具体的な内訳については決定しておりませんが、決定次第直ちに開示を致します。
5. 本新株予約権が仮に全て行使されないこととなった場合には、その時点における各物件の現況（ホテル開業まで不動産の駐車場等として利用することにより利益を得ることができているか否かや収益規模）、ホテルの開業予定時期、支払期限の先後及び支払金額、当社の自己資金の状況、各物件に係る金融機関からの借入条件を考慮し、具体的な充当額を決定することとなるため、現時点においては、各物件について支出の優先順位を定めてはおりません。本新株予約権が仮に全て行使されないこととなり各物件について支出の優先順位を定める必要が生じた場合には、決定次第直ちに開示を致します。
6. 当社は調達した資金を予定時期に支出する予定であります。支出の実行までは、当社銀行口座に安定的な資金管理を図ります。

なお、設備投資計画については、平成 26 年 7 月 14 日現在において以下のとおりとなっております。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
提出会社	東京都台東区浅草 (土地及び建物)	ホテル事業	ホテル設備	2,431	255	自己資金、借入金 及び増資資金	平成 26 年 1 月	平成 27 年 5 月	年間売上 15% 増 (予定)
	東京都品川区五反田 (建物)	ホテル事業	ホテル設備	1,371	30	自己資金、借入金 及び増資資金	平成 26 年 7 月	平成 32 年 5 月	未定
	愛知県名古屋市中区 (土地及び建物)	ホテル事業	ホテル設備	2,882	10	自己資金、借入金 及び増資資金	平成 26 年 4 月	平成 27 年末	未定

上記以外には、東京都区内（上記 2 つの物件を除く）、大阪のホテルに係る建物及びそ

の敷地の取得を検討しており、平成26年7月から平成27年9月までに支出を予定しております。なお、本公表日現在では、これらの地域から概ね2,300百万円の投資を見込んでおりますが、これらについては、現時点では、具体的に取得が確定したのではなく、取得に関する契約の締結を決定次第直ちに開示を致します。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本新株式及び本新株予約権の発行により調達する資金は、上記「(2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の資金に充当することで、当社グループが新たに取り組みを開始しておりますホテル事業の強化を図り、安定的な収益基盤の確立を目指すとともに、中長期的な視点からも株主価値の持続的な向上につながるものと考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

①本新株式

本新株式の払込金額は、直近の当社株式の株価が当社の実態を適正に表しているものと考えられることから、割当予定先との協議の結果、本新株式の発行に係る取締役会決議日の直前取引日の終値(38円)を基準としつつも、本新株式の発行に係る取締役会決議日までの1ヶ月間の終値平均33.63円、同取締役会決議日までの3ヶ月間の終値平均31.63円、同取締役会決議日までの6ヶ月間の終値平均35.45円を参考にして、同取締役会決議の直前取引日である平成26年7月11日の株式会社東京証券取引所ジャスダック市場における当社普通株式の終値(38円)から7.9%割り引かれた35円といたしました。また、払込金額のディスカウント率を7.9%とした経緯としましては、当社と割当予定先であるRPH社との払込金額における交渉の経緯として、交渉を開始した平成26年5月20日以降の株価である25円から41円までの株価推移を前提として、最終的に払込金額の交渉を行いました。RPH社と協議を続けた結果、既存株主への株式の希薄化、払込金額の影響度を慎重に検討しつつも、払込金額についてRPH社のディスカウントに対する要望を受け入れた結果によるものとなります。これは、現時点においては、現在の当社の状況を鑑みて、当社への投資の引受先は限られており、他に現実的なより良い資金調達はないことを考慮したうえで判断いたしました。

なお、本新株式の払込金額の当該直前取引日までの1ヶ月間の終値平均33.63円に対するプレミアム率は6.06%、当該直前取引日までの3ヶ月間の終値平均31.63円に対するプレミアム率は12.9%、当該直前取引日までの6ヶ月間の終値平均35.45円に対するディスカウント率は1.34%となっております。

また、本新株式の払込金額の決定に際しては、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日付)を参考にしており、当社取締役会は、当該指針に照らして、その払込金額は、特に有利な発行価額には該当しないものであると判断いたしました。

なお、当社監査役全員も、当社取締役会において、本新株式の発行価額は日本証券

業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日付）に準拠しているとともに、取締役会決議日の直前取引日の終値（38円）からは7.9%のディスカウントとなるものの、6ヶ月終値平均とほぼ同様、1ヶ月終値平均及び3ヶ月終値平均における株価に比してプレミアムを有するものであることから、特に有利な発行価額には該当せず適法である旨の意見を述べております。

②本新株予約権

当社は、他社上場企業の新株予約権の評価実績のある複数の第三者評価機関と面談の上、費用や評価実績を考慮の上、本新株予約権の発行要項及び総数引受契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者評価機関である株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザー（代表取締役：小幡治、住所：住所：東京都港区元赤坂1-6-2 安全ビルレジデンス19階）に依頼しました。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定手法の決定に当たって、境界条件から解析的に解を求めるブラック・ショールズ方程式や格子モデルといった他の価格算定手法との比較及び検討を実施したうえで、一定株数及び一定期間の制約の中で段階的な権利行使がなされること、並びに本発行要項及び割当先との間で締結する予定の本総数引受契約に定められたその他の諸条件を適切に算定結果に反映できる価格算定手法として、一般的な価格算定手法のうち汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて本新株予約権の評価を実施しています。

汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法は、新株予約権の原資産である株式の価格が汎用ブラック・ショールズ方程式で定義されている確率過程で変動すると仮定し、その確率過程に含まれる標準正規乱数を繰り返し発生させて将来の株式の価格経路を任意の試行回数分得ることで、それぞれの経路上での新株予約権権利行使から発生するペイオフ（金額と時期）の現在価値を求め、これらの平均値から理論的な価額を得る手法です。

当該算定機関は、本新株予約権の諸条件、新株予約権の発行決議日の直前取引日における当社普通株式の株価38円/株、当社普通株式の価格の変動率（ボラティリティ）66.7%（3か月/年）、62.6%（6ヶ月/年）、84.2%（1年）、106.7%（2年）、満期までの期間2年、配当利率0%、安全資産利率率0.02%（3か月）、0.05%（1年）、0.06%（2年）、発行会社の行動、割当予定先の行動を考慮して、一般的な価格算定モデルである汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて、本新株予約権の評価を実施しました。

なお、当社に付された取得条項は、発行要項上いつでも行使することが可能な権利とされております。当社は、株価が一定程度上昇した場合、残存する本新株予約権を全部取得するものと想定しており、当該評価においてはその水準を発行決議時株価の180%以上となった場合と設定しております。

また、割当予定先の行動は、当社株価が権利行使価格を上回っている場合に随時権利行使を行い、取得した株式を1日当たりの平均売買出来高の約5%で売却すること

と仮定し、同時に、当社株価上昇時の流動性の向上に伴う割当予定先の行動の変化を織り込む為に、当社株価が10取引日連続して行使価額を少なくとも50%上回った場合、1ヶ月間または3ヶ月間における一日平均売買高のいずれか少ない方の12%を行使上限額として、新株予約権を追加的に行使するものと仮定しています。割当予定先が追加的に取得した株式の売却に関しては、上記の1日あたりに売却可能な株式数の目安に拘束されないものとしています。

本新株予約権の発行価額の決定に当たっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられている汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、算定結果である評価額41円を参考に、第4回新株予約権の1個当たりの払込金額を金41円といたしました。当該払込金額は、当該評価額を下回らない範囲で、割当予定先との間での協議を経て決定されているため、本新株予約権の発行価額は、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断しております。

また、本新株予約権の行使価額は、割当予定先との協議の結果、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の直前取引日の終値(38円)を基準としつつも、当該決議日までの1ヶ月間の終値平均33.64円、同取締役会決議日までの3ヶ月間の終値平均31.63円、同取締役会決議日までの6ヶ月間の終値平均35.45円も参考にして、同取締役会決議の直前取引日である平成26年7月11日の株式会社東京証券取引所ジャスダック市場における当社普通株式の終値(38円)から7.9%割り引かれた35円といたしました。また、行使価額のディスカウント率を7.9%とした経緯としましては、当社と各割当予定先との行使価額における交渉の経緯として、交渉を開始した平成26年5月20日以降の株価である25円から41円までの株価推移を前提として、最終的に行使価額の交渉を行いました。各割当予定先と協議を続けた結果、既存株主への株式の希薄化、行使価額の影響度を慎重に検討しつつも、行使価額について各割当予定先のディスカウントに対する要望を受け入れた結果によるものとなります。これは、現時点においては、現在の当社の状況を鑑みて、当社への投資の引受先は限られており、他に現実的なより良い資金調達はないことを考慮したうえで判断いたしました。

なお、当社監査役全員も、当社取締役会において、本新株予約権の第三者算定機関によって算出された本新株予約権の評価額を下回らない金額を本新株予約権の払込金額としていることから、本新株予約権の払込金額は、割当予定先に特に有利でなく、適法である旨の意見を述べております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株式の発行による株式数は14,286,000株(議決権の数は142,860個)であり、また、同時に発行する本新株予約権の全部が行使された場合に新たに発行される株式数は、64,286,000株(議決権の数は642,860個)です。これらを合算すると、発行される

株式数は 78,572,000 株（議決権の数 785,720 個）となり、発行決議日現在の当社の発行済株式総数 105,332,237 株（議決権の数 1,052,811 個）に対して 74.59%（議決権の総数に対する割合は 74.63%）に相当するため、相応の希薄化が生じます。

しかしながら、当社としましては、本第三者割当により、当社グループが積極的に取り組んでいるホテル事業を中心とした事業の収益の柱を構築するための成長戦略を推進するとともに、当社グループの事業領域を拡大することが、経営の安定及び当社の企業価値の向上につながり、ひいては既存株主の株式価値の向上につながるものと考えており、本第三者割当による株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

6. 割当予定先の選定理由等

①RPH 社

①	名 称	Red Planet Holdings Pte Ltd	
②	所 在 地	100 Beach Road, #25-06, Shaw Towers, Singapore 189702	
③	代表者の役職・氏名	代表取締役 SIMON GEROVICH	
④	事 業 内 容	宿泊業及び飲食業、小売業、広告代理店業等	
⑤	資 本 金	101,841,396（\$）	
⑥	設 立 年 月 日	2010 年	
⑦	発 行 済 株 式 総 数	5,000 株（平成 24 年 9 月末時点）	
⑧	決 算 期	9 月	
⑨	従 業 員 数	5 名（平成 24 年 9 月末時点）	
⑩	主 要 取 引 先	一般顧客等	
⑪	主 要 取 引 銀 行	HSBC 香港 BK	
⑫	連 結 純 資 産	90,567,613（\$）（2012 年）	
⑬	連 結 総 資 産	114,882,466（\$）（2012 年）	
⑭	大株主及び持株比率	Red Planet Hotels Limited 100%	
⑮	上 場 会 社 と 当 該 株 主 の 関 係	資本関係	平成 26 年 3 月 31 日現在、当社の株式 43,000,000 株（総議決権に対する議決権割合 40.8%）を所有する主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社であり、本日現在、実質的支配力基準による親会社に該当しております。
		人的関係	当該株主の完全親会社である Red Planet Hotels Limited の会長である Simon Gerovich（サイモン・ゲロヴィッチ）、Red Planet Hotels Limited の取締役 CEO である Timothy Hansing（ティモシー・ハンシング）及び Red Planet Hotels Limited の執行役員である Mark Reinecke（マーク・ライ

		ネック) が当社取締役、Red Planet Hotels Limited の CFO である Ewan Patrick (ユーアン・パトリック) が当社社外監査役に、それぞれ就任しております。
	取引関係	当社はリミテッドサービスホテルの運営事業及びEコマース事業等で当該株主と業務提携を行っております。

⑩ 当該会社の最近3年間の経営成績及び財政状態

	2010年(\$)	2011年(\$)	2012年(\$)
連結総資産	24,836,228	58,014,419	114,882,466
連結負債総額	△1,291,061	△4,954,367	△24,314,853
連結純資産	23,545,167	53,060,052	90,567,613
1株当たり純資産	57.20	71.54	86.53
売上高	428,722	493,376	2,293,090
営業利益	△2,554,354	△4,508,965	△800,566
当期純利益	△2,495,044	△5,671,645	△4,785,459
1株当たり純資産	57.20	71.54	86.53
1株当たり当期純利益	△10.39	8.35	△3.91
1株当たり配当金	—	—	—

当社は、割当予定先の会長、その親会社である Red Planet Hotels Limited 取締役会長及び Red Planet Hotels Limited の主要株主である Evolution Capital Public Company Limited CEO である Simon Gerovich (サイモン・ゲロヴィッチ) に対し、平成 26 年 7 月 11 日に当社代表取締役社長小野間史敏より、割当予定先並びに割当予定先の役員、親会社及び親会社の主要株主が反社会的勢力である事実、反社会的勢力が割当予定先並びに割当予定先の親会社及び親会社の主要株主の経営に関与している事実、割当予定先の役員、親会社及び親会社の主要株主が資金提供その他の行為を行うことを通じて反社会的勢力の維持、運営に協力若しくは関与している事実、割当予定先並びに割当予定先の役員、親会社及び親会社の主要株主が意図して反社会的勢力と交流を持っている事実の有無を確認したところ、そのような事実は一切ないことの回答をされ、また、過去の新聞記事、WEB 等のメディア掲載情報の検索により、割当予定先及びその役員は暴力団等とは一切関係がないと判断しております。

また、RPH 社からの平成 26 年 7 月 14 日付の書面においても同様の回答を確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

②Oakキャピタル

①	名 称	Oakキャピタル株式会社		
②	所 在 地	東京都港区赤坂8丁目10番24号		
③	代表者の役職・氏名	代表取締役会長兼CEO 竹井博康		
④	事 業 内 容	投資事業		
⑤	資 本 金	3,401百万円（平成26年3月31日現在）		
⑥	設 立 年 月 日	大正7年2月22日		
⑦	発 行 済 株 式 数	46,398,620株（平成26年3月31日現在）		
⑧	決 算 期	3月		
⑨	従 業 員	（連結）18名（平成26年3月31日現在）		
⑩	主 要 取 引 先	一般法人		
⑪	主 要 取 引 銀 行	三井住友銀行、みずほ銀行		
⑫	大株主及び持株比率	エルエムアイ株式会社6.28%、株式会社SBI証券4.04%、山崎光博4.71%（平成26年3月31日）		
⑬	上 場 会 社 と 当 該 株 主 の 関 係	資本関係	該当事項はありません。	
		人的関係	該当事項はありません。	
		取引関係	該当事項はありません。	
⑭	当該会社の最近3年間の経営成績及び財政状態			
		平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
	連結純資産	1,891	1,269	4,192
	連結総資産	2,439	1,785	4,380
	1株当たり連結純資産 (円)	84.04	52.20	90.39
	連結売上高	926	1,538	4,167
	連結営業利益	△645	△329	570
	連結経常利益	△656	△342	564
	連結当期純利益	△659	△485	554
	1株当たり連結当期純 利益(円)	△29.77	△21.13	12.91
	1株当たり配当金(円)	—	—	—

※ 割当予定先は、株式会社東京証券取引所市場第二部に上場しております。当社は、割当予定先が東京証券取引所に提出したコーポレートガバナンス報告書において、割当予定先が警察、顧問弁護士等との連携により、反社会的勢力との一切の関係を遮断すること等の反社会的勢力排除に向けた基本的方針を定めていることを確認しています。また、過去の新聞記事、WEB等のメディア掲載情報の検索により、割当予定先及びその役員は暴力団等とは一切関係がないと判断しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

①RPH 社

RPH 社は、既に 40.82%を所有する親会社及び筆頭株主であり、当社に対して、当社グループが積極的に取り組んでおりますホテル事業等の運営に係るノウハウを提供しております。当社グループのホテル事業については、沖縄のホテル1棟が既にオープンしているほか、東京都台東区浅草のホテル1棟を開発中であり、愛知県名古屋市中区のホテル及び東京都品川区五反田のホテルについて不動産売買契約書を締結しており、更に東京都区内にホテル用地取得に向けた取組みを強化しております。

RPH 社に対する本新株式及び本新株予約権の発行により、新たにホテル用地取得が可能となり、更なる安定的な収益基盤の確立及び当社グループの企業価値向上につながると判断したため、現在、親会社及び筆頭株主である RPH 社を割当予定先として選定いたしました。

②O a k キャピタル

割当予定先のO a k キャピタルは、株式会社東京証券取引所市場第二部に上場する独立系の投資会社として中立的な立場から、国内外において10年以上に渡り投資事業を行っており、投資実績は豊富で、潜在成長力を持つ新興上場企業に対する投資も積極的に行っております。また、同社は資金調達の引受け等を行うインベストメントバンキング事業に加え、クライアント企業の成長戦略の策定や営業支援などを行うアドバイザリー事業などを手掛け、企業価値向上のための総合的な支援体制を築いております。

上記実績等を確認する中、当社より直接、O a k キャピタルへのコンタクトを図り、当社は同社に対して、当社の事業戦略、財務内容及び資金需要等の説明を行い、当社の現状を理解していただいたうえで、今回の本新株予約権の発行による資金調達のご提案をいただきました。

その結果、他の投資会社等の提案内容と比較し、同社を割当予定先とすることは当社のニーズを満たすものであると判断し、同社を割当予定先として選定致しました。

(3) 割当予定先の保有方針

①RPH 社

RPH 社は、本日現在、当社の主要株主である筆頭株主及び親会社であり、安定株主として引き受けた本新株式及び本新株予約権の行使により取得した当社株式を含む当社株式を長期的に保有する意向であることを書面により確認しております。また、当社は、RPH 社から、払込期日より2年以内に割当新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を直ちに当社へ書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であります。

なお、RPH社は、本第三者割当のみによっては親会社及び筆頭株主の地位に変更は生じませんが、本新株予約権の割当予定先であるOakキャピタルが本新株予約権を全て行使した場合には、RPH社による議決権保有割合は40%未満（RPH社が本新株予約権を全て行使した場合には38.93%、全て行使しない場合には33.78%）となり、主要株主である筆頭株主ではあるものの、親会社に該当しないこととなります。かかる場合であっても、RPH社は、当社による「レッド・プラネット・ジャパン」の商号の使用許諾、役員の兼任関係、ホテル運営事業及びEコマース事業における業務提携関係を維持する予定であることを確認しております。

②Oakキャピタル

Oakキャピタルが取得する本新株予約権及びその行使後の当社株式の保有方針は純投資であり、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないこと及び可能な限り市場動向に配慮しながら本新株予約権の行使により取得した当社株式を売却していく旨の表明を受けております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

①RPH社

当社は、RPH社名義の金融機関の口座情報の写しに加え、同社の親会社であるRed Planet Hotels Limited（同社は、投資家から資本性の資金調達を行い、その調達資金を、主にホテル事業に投資をする会社であります。その調達資金は、当社を含めた同社子会社に対して出され（貸付金ではなく、出資と聞いております。）、子会社は、ホテル事業に対して投資を行っています。）の海外子会社（RPH社を除く。）に持分を保有され、海外でホテルを運営する事業体名義の金融機関の口座情報の写しを受領しております。RPH社によれば、これら事業体からその親会社としてRed Planet Hotels Limitedが受領した金銭を同社がRPH社に出す（貸付金ではなく、出資と聞いております。）ことにより、RPH社は、割り当てを受けた本新株式及び本新株予約権の発行価額並びに本新株予約権の行使価額を行う方針であるとのことです。また、割当予定先であるRPH社より、本新株式及び本新株予約権の発行に係る払込みについて払込期日に全額払い込むことの確約をいただいております。本新株予約権の権利行使のために必要となる資金の確保についても支障がない旨の確認書を受領しております。これらから、当社としては、RPH社は、本新株式及び本新株予約権の発行価額の払込み並びに本新株予約権の行使価額の払込みに必要な財産を有しているものと判断しております。

②Oakキャピタル

割当予定先であるOakキャピタルより、本新株予約権の発行に係る払込みについて払込期日に全額払い込むことの確約をいただいております。本新株予約権の権利行使のために必要となる資金の確保についても支障がない旨の説明を受けております。また、当社は、同社が平成26年6月27日に提出した平成26年3月期有価証券報告書に記載

された連結財務諸表に表示される平成 26 年 3 月末現在における現預金その他の流動資産及び平成 25 年 3 月期第 1 四半期から第 3 四半期までの各四半期報告書に記載された四半期連結財務諸表に表示される現預金その他の流動資産から理解できる直近 1 年の現預金その他の流動資産の推移の状況や同社が可能な限り市場動向に配慮しながら本新株予約権の行使により取得した当社株式を売却していくことを表明していることに照らして、本新株予約権の発行価額の払込み及び支出予定時期に応じて段階的に行使される本新株予約権の行使請求に必要な現金を有しているものと判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

割当予定先である RPH 社及び O a k キャピタルは、当社普通株式についていかなる者とも株券貸借に関する契約を締結しておらず、また、その予定もない旨を表明しております。

7. 大株主及び持株比率

募集前 (平成 26 年 3 月 31 日現在)	本第三者割当後 (本新株予約権行使前)	本第三者割当後 (本新株予約権行使後)
Red Planet Holdings Pte Ltd 40.84%	Red Planet Holdings Pte Ltd 47.91%	Red Planet Holdings Pte Ltd 38.93%
ITJ 株式会社 19.09%	ITJ 株式会社 16.81%	O a k キャピタル株式会社 27.20%
日本証券金融株式会社 3.05%	日本証券金融株式会社 2.69%	ITJ 株式会社 10.93%
松井証券株式会社 1.17%	松井証券株式会社 1.03%	日本証券金融株式会社 1.75%
カブドットコム証券株式会社 0.56%	カブドットコム証券株式会社 0.49%	松井証券株式会社 0.67%
株式会社 SBI 証券 0.53%	株式会社 SBI 証券 0.47%	カブドットコム株式会社 0.32%
三好 正治 0.32%	三好 正治 0.28%	株式会社 SBI 証券 0.30%
CBHK-PHILLIP SEC(HK)LTD-CLIENT MASTER 0.31%	CBHK-PHILLIP SEC(HK)LTD-CLIENT MASTER 0.28%	三好 正治 0.18%

平 志郎 0.30%	平 志郎 0.27%	CBHK-PHILLIP SEC(HK)LTD-CLIENT MASTER 0.18%
マネックス証券株式会社 0.30%	マネックス証券株式会社 0.27%	平 志郎 0.17%
—	—	マネックス証券株式会社 0.17%

- (注) 1. 上記の割合は、少数点第3位以下を切り捨てて算出しております。
2. 大株主及び持株比率は、平成26年3月31日時点の株主名簿を基準とし、本第三者割当後（本新株予約権行使前）においては本新株式の発行による株式数を加え、本第三者割当後（本新株予約権行使後）においては更に本新株予約権が一度に行使されたもの仮定して記載しております。
3. 割当予定先であるOakキャピタルの本新株予約権の行使後の当社株式の保有方針は純投資であり、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思はないこと、加えて可能な限り市場動向に配慮しながら当社普通株式の売却をしていくことを表明しております。したがって、今後において、同社が筆頭株主である主要株主になることはなく、当社の経営体制に変更が生じる可能性はきわめて低いものと判断しております。

8. 今後の見通し

今回の資金調達による平成26年9月期の当社業績に与える影響は軽微であります。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当による資金調達は希薄化率が74.63%（議決権の総数に対する割合）となり、25%以上であることから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条「第三者割当に係る遵守事項」により、経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手又は当該割当に係る株主総会決議などによる意思確認のいずれかの手続きをとることとなっています。

そこで、当社は、本第三者割当に関する決議を行った平成26年7月14日開催の当社取締役会に先立ち、当社の社外取締役（貝塚志朗）及び社外監査役（藤田誠司、勝又祐一）から、本第三者割当の必要性及び相当性について客観的な意見を求めるため、本第三者に関する事項（本新株式及び本新株予約権発行の目的及び理由、資金調達の額、用途及び支出予定時期、発行条件、割当先の選定理由、増資後の株主構成及び持株比率、今後の業績への影響の見通しなど）について可能な限り詳細な説明を行いました。

その結果、当社の社外取締役及び社外監査役から、「本第三者割当による調達資金は、貴社のホテル事業に関する新中期経営計画及びこれに基づく具体的なホテルの開発・取

得計画という貴社グループの企業価値向上に資することが合理的に予想される資金使途に充当され、また貴社の財務基盤を安定させるものであることから、貴社には資金調達
の必要性が認められる。また、本第三者割当は、希薄化規模の大きな調達方法とならざるを得ないが、本新株式の発行価額は日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日付）に準拠し、かつ、取締役会決議日の直前取引日の終値（38円）からは7.9%のディスカウントとなるものの、6ヶ月終値平均とほぼ同額、1ヶ月終値平均及び3ヶ月終値平均における株価に比してプレミアムを有するものであること、及び本新株予約権の発行価額は外部算定機関により算出された本新株予約権の算定結果を踏まえて決められているなど、その発行条件は合理的であり、貴社の状況に照らして他の資金調達方法と比べて適切な手段であり、割当予定先選定にも不合理な点は認められず、その財務状況についても特段の懸念点は存在しないことから、本第三者割当を行う相当性が認められる」と判断する旨の意見を得ております。

10. 支配株主との取引等に関する事項

RPHは当社の親会社であり支配株主に該当するため、RPH社に対する本新株式及び本新株予約権の発行は、支配株主との取引等に該当します。当社が平成26年1月31日に開示したコーポレートガバナンス報告書では、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、「支配株主との重要な契約の締結については、取締役会で審議し、支配株主以外の株主の利益を阻害していないことを確認しております。」と記載しております。

当該指針に関するRPH社に対する本新株式及び本新株予約権の発行における適合状況については、当社取締役会は、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第441条の2に基づき、RPH社に対する本新株式及び本新株予約権の発行が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見として、RPH社との間に利害関係を有しない当社の社外取締役（貝塚志朗）及び社外監査役（藤田誠司、勝又祐一）から、RPH社に対する本新株式の発行に関する決議を行った平成26年7月14日開催の取締役会に先立ち、平成26年7月14日付けで、「RPH社に割り当てられた本新株式及び本新株予約権より調達された資金は、貴社のホテル事業に関する新中期経営計画及びこれに基づく具体的なホテルの開発・取得計画という貴社グループの企業価値向上に資することが合理的に予想される資金使途に充当され、また貴社の財務基盤を安定させるものである。また、本新株式の発行価額及び本新株予約権の行使価額（35円）は、取締役会決議日の直前取引日の終値（38円）からは7.9%のディスカウントとなるものの、6ヶ月終値平均とほぼ同額、1ヶ月終値平均及び3ヶ月終値平均における株価に比してプレミアムを有するものであり、また、本新株予約権の発行価額は外部算定機関により算出された本新株予約権の評価額を踏まえて決定されている。以上から、本新株式及び本新株予約権を貴社の支配株主であるRPH社に割り当てることは、貴社の少数株主にとって不利益なものではない。」との意見を得ております。なお、本第三者割当に係る取締役会においても、意見の内容が、当社が平成26年1月31日に開示したコーポレートガバナンス報告書に適合し

ている旨を確認しております。

なお、本第三者割当に係る取締役会に関し、当社取締役サイモン・ゲロヴィッチは、本新株式の全部及び本新株予約権の一部の割当予定先である Red Planet Holdings Pte Ltd の会長であり、当社取締役ティモシー・ハンシングは、Red Planet Holdings Pte Ltd の親会社である Red Planet Hotels Limited の取締役 CEO であることから、公正性を確保するため、欠席しております。また、当社取締役マーク・ライネックは、本第三者割当に係る取締役会に参加したものの、本新株式の全部及び本新株予約権の一部の割当予定先である Red Planet Holdings Pte Ltd の親会社である Red Planet Hotels Limited の執行役員であることから、公正性を確保するため、本第三者割当に係る議案の審議に際しては発言を控え、決議は棄権した。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績

回次	平成23年8月期	平成24年8月期	平成25年9月期
売上高 (千円)	2,292,554	2,023,727	2,259,125
経常利益 (△経常損失) (千円)	194,532	37,333	△323,145
当期純利益 (△当期純損失) (千円)	185,151	37,981	△203,682
包括利益 (△包括損失) (千円)	185,151	35,744	△225,926
純資産額 (千円)	257,424	295,618	916,426
総資産額 (千円)	1,289,921	936,120	1,873,993
1株当たり純資産額 (円)	324.45	558.95	14.06
1株当たり当期純利益 (△1株当たり当期純損失) (円)	744.73	136.92	△5.94

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	105,332,237 株	100.00%
現時点の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	13,200,000 株	12.53%
下限値の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	—	—

(注) 上記潜在株式は全てストック・オプションによるものです。

(3) 最近の株価の状況

①最近3年間の株価の状況

	平成23年 8月期	平成24年 8月期	平成25年 9月期
初値 (円)	2,681	7,177	4,993
高値 (円)	12,620	11,000	44,925 ※1 669 ※2 291
安値 (円)	1,450	3,765	76
終値 (円)	7,177	5,034	84

- (注) 1. 最高・最低株価は、平成22年10月11日までは大阪証券取引所 (JASDAQ 市場) におけるものであり、平成22年10月12日以降は大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード) におけるものであります。また、株式会社大阪証券取引所と株式会社東京証券取引所グループの合併に伴い、平成25年7月16日付で、株式会社東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード) への上場となっております。
2. 平成25年4月24日開催の臨時株主総会の決議により、決算期を9月30日に変更しております。
3. 上記※1は、平成25年3月1日付で普通株式1株につき普通株式100株の割合で行った株式分割による権利落ち後の最高・最低株価を示しております。また、上記※2は、平成25年4月30日を基準日とする第1回ライツ・オファリングによる権利落ち後の最高・最低株価を示しております。

②最近6か月間の状況

	平成26年 1月	平成26年 2月	平成26年 3月	平成26年 4月	平成26年 5月	平成26年 6月
初値 (円)	44	44	38	34	33	30
高値 (円)	59	44	38	36	34	36
安値 (円)	42	37	32	32	24	28
終値 (円)	50	41	37	35	32	34

③発行決議日前営業日における株価

	平成26年7月11日
初値 (円)	37
高値 (円)	39
安値 (円)	37

終値（円）	38
-------	----

（４）最近３年間のエクイティ・ファイナンスの状況

①無償割当の方法による新株予約権発行（ノンコミットメント型ライツ・オファリング）

割当日	平成25年5月1日		
新株予約権の総数	27,739,300個（新株予約権1個につき1株）		
新株予約権の行使期間	平成25年6月7日から平成25年6月28日まで		
発行価格	新株予約権1個につき0円		
当該発行による潜在株式数	27,739,300株		
募集時における発行済株式数	27,789,400株		
当該募集による発行株式数	27,268,951株		
払込総額	681,723,775円		
募集後における発行済株式数	55,058,351株		
発行時における当初の資金使途	①チューン那覇匿名組合への出資 ②Eコマース開発費用 ③商品仕入買付資金 ④Eコマース事業等の新規事業に伴う一般管理費		
発行時における支出予定時期	①平成25年6月～平成25年9月 ②平成25年7月～平成25年12月 ③平成25年7月～平成25年12月 ④平成25年7月～平成25年12月		
現時点における充当状況	①平成25年7月 594,000,000円	②平成25年12月 10,000,000円	③平成26年12月 3,500,000円
	④平成26年12月 8,500,000円	チューン那覇匿名組合への出資 Eコマース開発費用 商品仕入買付資金 Eコマース事業等の新規事業に伴う一般管理費	

②無償割当の方法による新株予約権発行（ノンコミットメント型ライツ・オファリング）

割当日	平成25年10月22日		
新株予約権の総数	55,008,251個（新株予約権1個につき1株）		
新株予約権の行使期間	平成25年11月28日から平成25年12月20日まで		
発行価格	新株予約権1個につき0円		
当該発行による潜在株式数	55,008,251株		
募集時における発行済株式数	55,058,351株		
当該募集による発行株式数	50,273,886株		
払込総額	2,010,955,440円		
募集後における発行済株式数	105,332,237株		
発行時における当初の資金使途	①東京都台東区浅草に開業予定のホテルに係る物件の取得費用の一部、これに係る一般管理費 ②①以外の政令指定都市等のホテルに係る物件の取得費用の一部、これに係る一般管理費		

	③当社連結子会社の㈱レッド・プラネット・ホテルズ・ジャパンへの 出資又は資金供与（同社による人件費や一般管理費等への充当） ④当社運転資金 ⑤当社連結子会社であるチューン那覇匿名組合への追加出資
発行時における支出予定時期	①平成25年12月～平成27年9月 ②平成25年12月～平成26年6月 ③平成25年12月～平成26年9月 ④平成25年12月～平成26年9月 ⑤平成26年1月中
現時点における充当状況	①平成26年5月 254,222,410円 東京都台東区浅草のホテルの手付金 ②平成26年5月 299,625,490円 株式会社キューズダイニングの株式取得（注）1. ③平成26年4月 10,000,000円 愛知県名古屋市中区のホテルの手付金 ④平成25年12月 200,000,000円 当社連結子会社の株式会社レッド・プラネット・ホテルズ・ジャパンへの一般管理費等 ⑤平成26年2月 64,330,000円 ホテルに係る建物及び敷地の取得に際してのデューディリジェンス等の費用等（注）2.

- （注） 1. 株式会社キューズダイニングの株式の取得については、平成26年5月30日付で、第2回ライツ・オフリングにて調達した資金用途の一部を変更し、充当しております。
2. 本日現在、未充当金は総額890,767,590円で、そのうち、595,777,590円を上記東京都台東区浅草のホテルの取得費に、294,990,000円を上記愛知県名古屋市中区のホテルの取得費に充当する予定です。

以上

(別紙1)

第三者割当による募集株式の発行要項

1. 募集株式の種類及び数	普通株式 14,286,000 株
2. 払込価額	1 株当たり 金 35 円
3. 払込価額の総額	金 500,010,000 円
4. 増加する資本金及び資本準備金の額	資本金 金 250,005,000 円 資本準備金 金 250,005,000 円
5. 申込期日	平成 26 年 7 月 30 日
6. 払込期日	平成 26 年 7 月 30 日
7. 募集の方法及び割当株式数	第三者割当の方法により、全ての株式を Red Planet Holdings Pte Ltd に割り当てる。
8. 払込取扱場所	株式会社三井住友信託銀行 本店営業部
9. その他	①上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 ②その他第三者割当による株式の発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

(別紙2)

株式会社レッド・プラネット・ジャパン

第4回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社レッド・プラネット・ジャパン第4回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）
 2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 26,357,260 円
 3. 申込期日 平成 26 年 7 月 30 日
 4. 割当日及び払込期日 平成 26 年 7 月 30 日
 5. 募集の方法及び割当先 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を Red Planet Holdings Pte Ltd 及び O a k キャピタル株式会社
- に割り当てる。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は 64,286,000 株とする（本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は 100 株とする。）。但し、本項第(2)号及び第(3)号により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額（第 9 項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第 10 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
 7. 本新株予約権の総数 642,860 個
 8. 各本新株予約権の払込金額 本新株予約権 1 個につき金 41 円
 9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式 1 株当

たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、金 35 円とする。
但し、行使価額は第 10 項の規定に従って調整されるものとする。

10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{rcccl} \text{調整後} & & \text{調整前} & & \\ \text{行使価額} & = & \text{行使価額} & \times & \\ & & & & \text{既発行普通株式数} \\ & & & + & \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}} \\ & & & & \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}} \end{array}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）

（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ②株式分割により当社普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位を切り捨てるものとする。
②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り捨てるものとする。
③行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
 - ①株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間

平成26年7月30日から平成28年7月29日までとする。但し、第13項に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 本新株予約権の取得事由

本新株予約権の割当日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して、当該各取引日における行使価額の180%を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日（以下、「取得日」という。）の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき金41円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。

14. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

15. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

17. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第11項に定める行使期間中に第18項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第19項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使の効力は、行使請求に要する書類が第18項に定める行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が第19項に定める払込取扱場所の口座に入金された日に発生する。

18. 行使請求受付場所

株式会社レッド・プラネット・ジャパン 管理部

19. 払込取扱場所

株式会社三井住友信託銀行 本店営業部支店

20. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合の本新株予約権の取扱い

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」という。）をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイない

しホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編成対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。

①交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

②新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

④新株予約権を行使することのできる期間

第 11 項に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、第 11 項に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑤新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

第 16 項に準じて決定する。

⑥新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

第 9 項に定める行使価額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権 1 個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。

⑦その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件

第 12 項及び第 13 項に準じて決定する。

⑧譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権の譲渡による取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

⑨新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

21. その他

(1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上